

恩納村農水産物販売センター魅力向上に向けた基本構想策定 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「恩納村農水産物販売センター魅力向上に向けた基本構想策定業務委託」を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名：恩納村農水産物販売センター魅力向上に向けた基本構想策定業務委託

(2) 履行期間：契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(3) 業務内容：「恩納村農水産物販売センター魅力向上に向けた基本構想策定業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容により、提案内容をもとに発注者・受注者で作成するものとする。

(4) 業務に関する費用：15,917,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者（提案者となろうとする者）は、日本国内に本社を有するものであって、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(2) 「令和7・8年度恩納村入札参加資格者登録名簿」に登録されていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 「建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱」（平成16年8月25日施行）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続き又は再生手続き等を行っていないこと。

(7) 県暴力団排除条例（平成23年10月1日施行 条例第14号）に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）

の資格保有者を有しており、本業務における配置予定技術者として選任できること。

(9) 過去 10 年間（平成 28 年度以降）に同種・類似業務（基本構想）の実績を有すること。

(10) 共同企業体の結成にあたっての要件

- ① 共同企業体は 2 者以内で構成されていること。
- ② 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
- ③ 共同企業体は、通知された方法に基づき、契約担当者に対し参加申込み時に共同企業体協定書を提出すること。
- ④ 代表企業においては、参加資格を全て満たすこと。
- ⑤ 構成員においては、参加資格の（１）から（７）を満たすこと。
- ⑥ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 配置予定技術者

管理技術者及び照査技術者及び主担当技術者については、同種又は類似の業務実績を有すること。また、管理技術者及び照査技術者は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格保有者を有しており、本業務における配置予定技術者として選任できること。

5 スケジュール

スケジュールは次のとおりである。なお、（予定）とあるものは、事務の都合により変更となる場合がある。

件 名	期 限 等
実施要領の公表（村HP掲載）	令和 8 年 8 月 6 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午後 5 時まで
質問への回答	令和 8 年 8 月 1 8 日（火）（予定）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 5 時まで
参加資格審査結果通知	令和 8 年 8 月 2 6 日（水）（予定）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 5 時まで
審査期間（プレゼンテーション含む）	令和 8 年 9 月中旬（予定）
審査結果通知	令和 8 年 9 月中旬（予定）
契約締結	担当課から連絡します。
契約の履行	契約書等に従い、契約期間内に履行するもの等。

6 実施要領等の配布

(1) 公告期間 令和 8 年 8 月 6 日（木）から

- (2) 公告場所 恩納村ホームページ上からダウンロードによる。

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年8月14日（金）午後5時まで（必着）

※本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。

- (2) 提出方法：質問書（様式第9号）により、メールにて提出すること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

- (3) 回答日：令和8年8月18日（火）（予定）

- (4) 回答方法：ホームページに掲載

※質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

8 参加表明書等の提出

事業者は、次により参加表明書等を提出すること。

参加表明を行った事業者に対しては、参加資格審査終了後に結果通知書を交付する。なお、提出期間内に参加表明書等を提出しない者、又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することができない。

- (1) 提出期限

令和8年8月24日（月）午後5時まで（必着）

- (2) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

② 参加事業者等概要説明書（様式第2号）

③ 業務実績調書（様式第3号）

※過去に受託した業務の実績のうち、「3. 参加資格」に記載の実績等について記載すること。また、契約内容の確認のために、契約書（写し）又はテクリスを添付すること。

④管理技術者の経歴及び実績等調書（様式第4号）

照査技術者の経歴及び実績等調書（様式第5号）

担当技術者の経歴及び実績等調書（様式第6号）

※保有資格等を証明する資格証の写しを添付すること。

⑤ 誓約書（様式第7号）

⑥ 共同企業体協定書（任意様式）もしくは委任状（任意様式）※共同企業体のみ

- (3) 提出先及び提出方法

担当課まで持参又は郵送（書留郵便・提出期限必着）すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、令和 8 年 8 月 26 日（水）（予定）までに参加資格審査結果通知書（様式第 8 号）を電子メールにて送付する。

(5) 参加資格の喪失

通知後、次のいずれかに該当する場合は、本企画提案に参加することができない。

- ① 実施要領 3 の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類

- ① 企画提案書届（様式第 10 号）
- ② 企画提案書（A4 判任意様式、表紙を除き 20 頁以内※両面印刷の場合 10 枚以内）

仕様書に対する取り組み方法を具体的に記載する。内容を補完する図表、写真等を使用することも可とする。また、文字サイズは、図表を除いて 11 ポイント以上とする。

- ③ 業務スケジュール（任意様式）
- ④ 見積書及び見積り内訳書（A4 判任意様式）

(3) 提出部数

- ① 印刷部数 8 部
- ② 電子データ（PDF）※メール添付または DVD に書き込んだもので提出すること。

(4) その他

提出期限後の企画提案書等の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、恩納村から資料の追加提出を求めることがある。

10 提出先及び提出方法

担当課まで持参又は郵送（書留郵便・提出期限必着）すること。

11 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査の方法

提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、「恩納村農水産物販売センター魅力向上に向けた基本構想策定業務」プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という）において、当該プロポーザルによる審査を行い、企画提

案評価基準（別表）に基づき、評価する。なお、参加者が4者以上の場合には、委員会において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を3者に絞り込む。

プレゼンテーションの有無については、令和8年9月8日（火）までに電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとにした口頭説明を20分、質疑応答を10分とする。

(3) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、4名までとする。

(4) プレゼンテーション実施日

令和8年9月中旬（予定）

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

① プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、令和8年9月上旬に電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として参加申請書の受付順とする。

② プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局で準備するが、パソコン等は提案者において準備する。

③ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(6) 審査結果

プロポーザルは、委員会がプロポーザル審査評価基準に基づき審査し、9月中旬に参加者全員にその結果を書面にて通知する。

1 2 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査項目	評価内容	配点
業務理解・ 現況把握	業務目的の理解度	30
	地域精通度	
	現況把握の実施方針	
構想・ 計画検討力	基本方針の検討	40
	構想及び実施計画の検討	
	関係機関事前調整用図面等の作成	
事業化推進・ 関係機関対応力	事業者サウンディング・関係機関ヒアリングの実施 補助	20
業務遂行体制	業務遂行体制の妥当性	5
見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性	5
計		100

1 3 最優先候補者の選定方法

「恩納村プロポーザル方式実施要項」に基づき、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、参加者が1者の場合は、評価点の7割以上を獲得した場合に限り最優先候補者とする。

審査結果については、ホームページにおいて公表する。この場合において、参加者の名称については第1優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対し郵送で結果を通知する。ただし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

1 4 契約に関する事項

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者（評価点の7割以上を獲得）を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

1 5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加資格及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

1 6 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本村に帰属するものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

(6) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

(7) 参加表明書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名及び押印された辞退届（様式第 11 号）を「17 事務局」まで提出すること。辞退しても、以後における不利益な取扱いはない。

1 7 事務局

恩納村 商工観光課

住所：〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

電話：098-966-1280

FAX：098-966-1045

E-mail：shoukou@vill.onna.lg.jp